



接続約款変更認可申請書

西相制第 8 号
平成24年 5月 8日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第2 網改造料
1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	携帯・自動車電話事業者、無線呼出し事業者又は中継事業者に適用します。

新

料金表
第1表 接続料金
第2 網改造料
1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	携帯・自動車電話事業者、PHS事業者、無線呼出し事業者又は中継事業者に適用します。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。